

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条及び第8条の規定に基づき、入社した社員の会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人文化観光交流協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条及び第8条の規定に基づく会費は、別表1に掲げるところによる。

- 2 社員は、希望する口数の会費を納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で入社した社員であっても、前各項の取扱いと同様とする

(会費の納入)

第3条 協会に入社した社員は、入社及び退社に関する規則第2条第4項に規定する入社決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。ただし、中泊町役場から入社申込があった場合は、会費を徴収しないものとする。

- 2 社員は、各事業年度の会費として6月末日までにこの法人の所定の方法により納入しなければならない。
- 3 社員から納入された会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う社員の会費納入義務等)

第4条 社員が事業年度の途中において退社するときは、その社員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、社員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人中泊町文化観光交流協会の設立登記の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分		会 費	
正社員	法人	1口	10,000円
	個人事業者	1口	5,000円
	団体	1口	3,000円
	個人	1口	1,000円
賛助社員	法人	1口	1,000円
	個人事業者		
	団体		
	個人		

(別 紙)

会 費 台 帳

【 年度】

事業所名 又は団体名	氏名 (代表者名)	請求年月日	納入年月日	金 額	摘 要